

公私二元論

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

憲法 24 条

報告者：川口かすみ【本学一般教育部准教授】

オンラインZOOM参加
も可能になりました。

2022年7月15日（金）

16：20～17：50

本学講義館 4階 C402

申込方法

参加費無料・要事前申込（7/14 申込締切）

参加希望者は、氏名、所属、参加方法（対面・ZOOM）を記載の上、キリスト教文化研究所までお申し込みください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催方法などに変更が生じた場合は、登録いただいたご連絡先にご連絡いたします。

キリスト教文化研究所

Email: kiriken（アットマーク）mgu.ac.jp

TEL/FAX:022-277-6210

